

接続の同意を証する書類(平成29年3月31日以前の接続同意分) ※新認定制度への移行手続きにあたり必要となるもの

	接続の同意を証する書類の名称(下線太字で記載されているもの)		接続の同意を証する書類と誤認されやすい書類の名称	
	工事費負担金がある(1円以上)場合			
	工事費負担金の額を契約書類に記載している場合	工事費負担金の額を契約書類に記載していない場合		
低圧	<p>(連系承諾書類と負担金契約書類が分かれている) ①「電気供給のお知らせ」(ハガキ形式) ②「自家発電設備等の当社電力系統への連系のお申込みに対する回答について」 ③「工事費負担金のお知らせ」 ④「工事費負担金契約書」 ※1 「①または②」+「③または④」をもって接続同意。 ※2 接続契約日と接続同意日は違える場合がある。 その場合、③の右肩の発行日または④の最下段の契約締結日が接続同意日。 また、③および④の双方が発行されている場合、日付の遅い方が接続同意日。 ※3 接続契約日と接続同意日は違える場合がある。 その場合、①または②の右肩の発行日が接続契約日。</p> <p>(連系承諾と負担金契約の双方をお知らせに掲載) ①「系統連系に係る契約のご案内」 ※1 ①をもって接続同意。 ※2 ①の右肩の発行日が接続同意日。 ※3 接続契約日＝接続同意日。</p>	<p>①「電気供給のお知らせ」(ハガキ形式) ②「自家発電設備等の当社電力系統への連系のお申込みに対する回答について」 ③「振込依頼票」 ④「請求書」 ※1 「①または②」+「③または④」をもって接続同意。 ※2 接続契約日と接続同意日は違える場合がある。 その場合、④の右肩の発行日が接続同意日。③は日付が付されていない可能性があるため、日付が確認できない場合は当社窓口への確認が必要となる。 ※3 接続契約日と接続同意日は違える場合がある。 その場合、①または②の右肩の発行日が接続契約日。</p>	<p>①「電気供給のお知らせ」(ハガキ形式) ②「自家発電設備等の当社電力系統への連系のお申込みに対する回答について」 ③「系統連系に係る契約のご案内」 ※1 ①または②または③をもって接続同意。 ※2 ①または②または③の右肩の発行日が接続同意日。 ※3 接続契約日＝接続同意日。</p>	<p>①「工事費負担金のお知らせ」 ②「工事費負担金契約書」 ③「振込依頼票」 ④「請求書」 ⑤「自家発電設備等の当社電力系統への連系のご照会に対する回答について」 ※①～④について、単体では接続の同意を証明する条件を充足しない。 ⑤について、書類名が接続の同意を証明する書類「自家発電設備等の当社電力系統への連系のお申込みに対する回答について」と類似。</p>
高圧	<p>(連系承諾書類と負担金契約書類が分かれている) ①「自家発電設備等の当社電力系統への連系のお申込みに対する回答について」 ②「工事費負担金のお知らせ」 ③「工事費負担金契約書」 ※1 ①+「②または③」をもって接続同意。 ※2 接続契約日と接続同意日は違える場合がある。 その場合、②の右肩の発行日または③の最下段の契約締結日が接続同意日。 また、②および③の双方が発行されている場合、日付の遅い方が接続同意日。 ※3 接続契約日と接続同意日は違える場合がある。 その場合、①の右肩の発行日が接続契約日。</p> <p>(連系承諾と負担金契約の双方をお知らせに掲載) ①「系統連系に係る契約のご案内」 ※1 ①をもって接続同意。 ※2 ①の右肩の発行日が接続同意日。 ※3 接続契約日＝接続同意日。</p>	<p>①「自家発電設備等の当社電力系統への連系のお申込みに対する回答について」 ②「振込依頼票」 ③「請求書」 ※1 ①+「②または③」をもって接続同意。 ※2 接続契約日と接続同意日は違える場合がある。 その場合、③の右肩の発行日が接続同意日。②は日付が付されていない可能性があるため、日付が確認できない場合は当社窓口への確認が必要となる。 ※3 接続契約日と接続同意日は違える場合がある。 その場合、①の右肩の発行日が接続契約日。</p>	<p>①「自家発電設備等の当社電力系統への連系のお申込みに対する回答について」 ②「系統連系に係る契約のご案内」 ※1 ①または②をもって接続同意。 ※2 ①または②の右肩の発行日が接続同意日。 ※3 接続契約日＝接続同意日。</p>	<p>①「工事費負担金のお知らせ」 ②「工事費負担金契約書」 ③「振込依頼票」 ④「請求書」 ⑤「自家発電設備等の当社電力系統への連系のご照会に対する回答について」 ※①～④について、単体では接続の同意を証明する条件を充足しない。 ⑤について、書類名が接続の同意を証明する書類「自家発電設備等の当社電力系統への連系のお申込みに対する回答について」と類似。</p>
特別高圧	<p>(連系承諾書類と負担金契約書類が分かれている) ①「自家発電設備等の当社電力系統への連系のお申込みに対する回答について」 ②「振込依頼票」 ③「請求書」 ※1 ①+「②または③」をもって接続同意。 ※2 接続契約日と接続同意日は違える場合がある。 その場合、②の右肩の発行日または③の最下段の契約締結日が接続同意日。 また、②および③の双方が発行されている場合、日付の遅い方が接続同意日。 ※3 接続契約日と接続同意日は違える場合がある。 その場合、①の右肩の発行日が接続契約日。</p> <p>(連系承諾と負担金契約の双方をお知らせに掲載) ①「系統連系に係る契約のご案内」 ※1 ①をもって接続同意。 ※2 ①の右肩の発行日が接続同意日。 ※3 接続契約日＝接続同意日。</p>	<p>①「自家発電設備等の当社電力系統への連系のお申込みに対する回答について」 ②「振込依頼票」 ③「請求書」 ※1 ①+「②または③」をもって接続同意。 ※2 接続契約日と接続同意日は違える場合がある。 その場合、③の右肩の発行日が接続同意日。②は日付が付されていない可能性があるため、日付が確認できない場合は当社窓口への確認が必要となる。 ※3 接続契約日と接続同意日は違える場合がある。 その場合、①の右肩の発行日が接続契約日。</p>	<p>①「自家発電設備等の当社電力系統への連系のお申込みに対する回答について」 ②「系統連系に係る契約のご案内」 ※1 ①または②をもって接続同意。 ※2 ①または②の右肩の発行日が接続同意日。 ※3 接続契約日＝接続同意日。</p>	<p>①「工事費負担金のお知らせ」 ②「工事費負担金契約書」 ③「振込依頼票」 ④「請求書」 ⑤「自家発電設備等の当社電力系統への連系のご照会に対する回答について」 ※①～④について、単体では接続の同意を証明する条件を充足しない。 ⑤について、書類名が接続の同意を証明する書類「自家発電設備等の当社電力系統への連系のお申込みに対する回答について」と類似。</p>

※契約内容の変更があった場合は上記一覧表に記載の書類と異なる場合があります。

- 添付1. 「系統連系に係る契約のご案内」
- 添付2. 「自家発電設備等の当社電力系統への連系のお申込みに対する回答について」
- 添付3. 「電気供給のお知らせ」(ハガキ形式)
- 添付4. 「工事費負担金のお知らせ」
- 添付5. 「工事費負担金契約書」
- 添付6. 「振込依頼票」
- 添付7. 「請求書」
- 添付8. 「自家発電設備等の当社電力系統への連系のご照会に対する回答について」

【対象：太陽光（低圧・高圧）】

平成 年 月 日

沖縄電力株式会社
〇 〇 支 店

系統連系に係る契約のご案内

拝啓 時下ますますご隆盛のこととお喜び申し上げます。

さて、平成 年 月 日付電力購入契約申込書 兼 系統連系申込書によりお申込みいただきました発電設備（認定発電設備 ID： ）。以下、「当該発電設備」といいます。）の接続に係る契約について、下記のとおりご案内申し上げます。

敬具

記

1. 当該発電設備の系統連系可否

別紙「系統連系技術要件適合状況表」のとおり、『「電気設備の技術基準の解釈」および「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」』に適合していると認められるので、当社電力系統への連系を承諾する。

2. 工事費負担金

(1) 当該発電設備の設置にかかる工事の概要は、以下のとおり。

① 工事概要：〇〇〇〇〇等の工事

② 工 期：約〇〇ヶ月

(2) 工事費負担金は、以下のとおり。

・ ¥〇〇〇,〇〇〇. — (消費税等相当額 ¥〇, 〇〇〇. — を含む)

なお、内訳については、別紙「負担金工事内訳」を参照のこと。

(3) 貴社は、(2) の工事費負担金を以下の支払期日までに支払うものとし、弊社は、その全額を受領した後、(1) の工事に着手する。

・ 支払期日：平成〇〇年〇〇月〇〇日

3. 系統連系に係る契約の成立について

弊社は、当該発電設備に係る特段の変更がない限り、弊社の電力系統への連系を認め、貴社との系統連系にかかる契約は、平成 年 月 日を以って成立しました。

なお、以下のいずれかに該当する場合、本契約を解除するとともに、これに係る申込みについても撤回されたものといたします。

- ・ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第6条に基づき経済産業大臣から受けた設備認定の効力が失われた場合
- ・ 弊社が電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第4条または第6条に定める「正当な理由」のいずれかに該当すると判断した場合
- ・ 貴社が、2. (工事費負担金) (3) に定める支払期日までに工事費負担金を支払わない場合
- ・ 連系開始希望日を経過してもなお貴社が電気の供給を開始しない場合（ただし、特段の理由があると弊社が認めた場合を除きます）
- ・ 沖縄電力からの求めに応じ、出力抑制を行うために必要な機器の設置、費用の負担その他必要な措置を講じない場合

以 上

(低圧・高圧・22 k V特別高圧、逆潮流あり)

発第 号
平成 年 月 日

殿

沖縄電力株式会社

**自家用発電設備等の当社電力系統への
連系のお申込みに対する回答について**

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、平成 年 月 日付け第 号によりお申込みいただきました自家用
発電設備等の当社電力系統への連系につきまして、下記のとおりご回答申し上げます。

敬 具

記

1. 系統連系

別紙「系統連系技術要件適合状況表」のとおり、『「電気設備技術基準の解釈」
および「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」(低圧および高圧)』、
または『系統アクセスガイドライン (22 k V特別高圧)』に適合していると認め
られますので、当社電力系統への連系を承諾いたします。

なお、自家用発電設備の当社電力系統への連系に関し、後日「電力受給契約書」
および「運用申合書」を締結させていただきます。

2. 系統連系に必要な当社の工事概要およびお客さま負担額

工 事 概 要	等の工事
お 客 さ ま 負 担 額	円

※別紙資料参照。

3. 工 期

お客さま負担金入金後 約 _____ カ月

以 上

平成 年 月 日

電気供給のお知らせ

毎度お引き立てに預かり、ありがとうございます。

さて、 年 月 日付けでお申込みいただきました
電気のご使用につきましては、下記により供給することになりましたので、
お知らせ致します。

なお、当社外線工事施工後にお申込みを取消しされますと、電気供給約款
の定めるところにより、要した費用の実費を申し受けることとなりますので
ご了承下さい。

1. お客さま名：

需要場所住所：

2. 需給開始日：平成 年 月 日

ただし、当社は、天候、用地事情等やむをえない理由によって、上記需給
開始日に電気を送電できないことが明らかになった場合には、あらかじめ協議
の上需給開始日を定めて電気を供給いたします。

お申し込み確認番号：

沖縄電力（株）

TEL：

平成 年 月 日

様

(電気番号)

沖縄電力株式会社
〇〇支店

工事費負担金のお知らせ

日頃は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、電気のご使用のお申込みに伴う工事費負担金について、下記のとおり算定いたしましたので、ご確認くださいませようお願いいたします。

記

ご契約者名： 様
電気ご使用場所：
工 事 件 名：

工事費負担金 (税込)		消費税等相当額 (再掲)	
----------------	--	-----------------	--

(内訳)

		材料費 ①	工費 ②	撤去材料 倉入額 ③	補償費等 ④	諸掛り	実際工事費 合計(A)
架空	取付						
	撤去						
地中	取付						
	撤去						
計							

		材料費 ①	工費 ②	撤去材料 倉入額 ③	補償費等 ④	諸掛り	標準設計工事費 合計(B)
架空	取付						
	撤去						
地中	取付						
	撤去						
計							

工事費負担金 _[A-B] (税込)		消費税等相当額(再掲)	
------------------------------	--	-------------	--

1. 当社は上記金額を受領後、速やかに工事着手いたします。
2. 工事費負担金は、工事の設計変更または材料単価の変動がある場合には、追加申受けまたは払戻しなどの精算をお願いすることがあります。
3. 当社で施設した電気供給設備は、ご負担額の多少にかかわらず当社の所有といたします。
4. 工事費負担金の納入が遅れますと、工事または需給開始日が延びる場合があります。

沖縄電力株式会社
〇〇支店 〇〇グループ
営業担当：
電話番号：

(弊社電力系統に自家用発電設備等を連系する場合の工事費負担金契約について)

第5条 乙が第1条の工事に着手した後、甲が自家用発電設備等に係る発電の計画内容の変更又は乙の電力系統への接続申込を取り消したことにより、第1条の工事の一部または全部が不要となる場合でも、乙は甲に対し既に乙が要した実算額を返還しないものとし、実算額が見積額を上回る場合は、その差額を申し受けるものとする。

第6条 この契約に定めのない事項については、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法および関連法令等に基づき、甲乙双方誠実に協議するものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

(甲)

印

(乙) 沖縄電力株式会社

印

振込通知書 (D)

振込先	沖縄電力(株)	
金額		
振込人		
摘要		
発行元	沖縄電力株式会社	
	電話	内線
	取りまとめ店入帳日付	取扱店取納印
事業所	沖縄電力株式会社	

取扱店→取りまとめ店→沖縄電力

振込票 (C)

振込先	沖縄電力(株)	
金額		
振込人		
所管	沖縄電力株式会社	
	電話	内線
取扱店取納印	お振込の際は下記口座までお願い致します。	
	琉球銀行本店 ① 1 5 3 8 1 5	
	沖縄銀行本店 ② 9 4 1 9 6 6	
	海邦銀行本店 ③ 6 2 6 8 6 9	
	事業所 沖縄電力(株)	

取扱店→取りまとめ店

振込依頼票 (B)

振込先	沖縄電力(株)	
金額		
振込人		
所管	沖縄電力株式会社	
	電話	内線
取扱店取納印	お振込の際は下記口座までお願い致します。	
	琉球銀行本店 ① 1 5 3 8 1 5	
	沖縄銀行本店 ② 9 4 1 9 6 6	
	海邦銀行本店 ③ 6 2 6 8 6 9	
	事業所 沖縄電力(株)	

(取扱店保管)

振込金額収書 (A)

お振込人 様

振込先	沖縄電力(株)	
振込金額		
内訳	当該金額	消費税額
摘要		
所管	沖縄電力株式会社	
電話	内線	
	印紙貼付欄	取扱店取納印

上記のとおり振込金として領収致しました。

取扱店→お振込人

お支払いについてのお願い
 毎度お引立に預かりありがとうございます。
 当社はこの振込用紙による支払代金の収納事務を下記の金融機関に委託しておりますのでご利用ください。
 また、お支払いの際お渡しする振込金額取証が当社の領収証でございますのであらかじめご了承ください。
 なお、金額を訂正したもの、取納印のないもの、またはお振込みの小切手が不渡りとなった場合の領収書は無効となります。
 この振込用紙を使用した場合、事務手続きの関係上当社への入金日は2営業日程度後になります。月末や決算期には当社から問い合わせをすることもありますので、ご了承ください。

〒 □ □ □ - □ □ □ □ □

沖縄電力株式会社
 電話 内線

本票でのお振り込みの場合の振込手数料は不要です。
 この用紙による取扱金融機関は次のとおりです。
 琉球銀行・沖縄銀行・沖縄海邦銀行

控 票

請求先	住所	□ □ □ - □ □ □ □
	宛名	
件名		
金額	取扱者	
	内訳	当該金額 消費税額
部店所	課所	
電話	内線	

用紙セット
 方 向

(発行元控)

平成 年 月 日

請 求 書

様

請求金額 (頭部に¥を入れる)			十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
--------------------	--	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

件 名： _____ への電力供給工事

上記金額を _____ として請求いたします。

沖 縄 電 力 株 式 会 社

印

(低圧・高圧・22 kV特別高圧)

発第 号
平成 年 月 日

殿

沖縄電力株式会社

自家用発電設備等の当社電力系統への 連系のご照会に対する回答について

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、平成 年 月 日付け第 号によりご照会いただきました自家用発電設備等の当社電力系統への連系につきまして、下記のとおりご回答申し上げます。

なお、当社電力系統へ連系される場合には、あらためて「自家用発電設備等の連系に関する申込書」の提出をお願いいたします。

記

敬具

1. 連系照会に関わる接続検討結果

別紙「系統連系技術要件適合状況表」のとおり、『「電気設備技術基準の解釈」および「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」(低圧および高圧)』、または『系統アクセスガイドライン (22 kV特別高圧)』に適合していると認められます。

なお、当社電力系統へ連系される場合には、あらためて「自家用発電設備等の系統連系に関する申込書」をご提出頂くこととなりますが、今回のご照会時点から他発電設備の連系等による当社電力系統の状況変化があった場合、自家用発電設備等の連系可否について再度検討させて頂くことがありますのでご了承ください。

別紙：「沖縄本島における太陽光発電 (300kW 以上) の接続について」

2. 系統連系に必要な当社工事概要およびお客さまの負担額

_____等の工事のため、お客さまの負担額が

_____千円 (概算) となります。 (別添)

3. 工 期

お客さま負担金入金後約 _____カ月

以 上